

## 不在者投票の方法

選挙人名簿に登録されている 市区町村の選挙管理委員会 (江田島市)	選挙人	不在者投票を行う 市区町村の選挙管理委員会
<p>江田島市の選挙人名簿に 登録される条件</p> <p><b>江田島市に住民票がある方</b> (注意)</p> <p>1 令和7年10月27日以降 に江田島市に転入された方は、 投票できません。</p> <p>2 江田島市の選挙人名簿に登 録されており、転出先の選挙人 名簿に登録されていない人で、 転出から投票日まで4か月を 経過しない人は、江田島市で投 票することができます。</p>		
<p>①不在者投票証明書 ②投票用紙 ③投票用封筒 を封入（開封厳禁）して、選挙人 の方の滞在地に郵送します。</p> 	<p>不在者投票の請求をする。 (請求期限：2月7日) ※公示日前から請求できます。郵 送に時間を要するので、早めに請 求してください。 (請求方法) 次のいずれかの方法で請求でき ます。</p> <p><b>1 不在者投票宣誓書・請求書 を郵送等してください。</b></p> <p><b>2 江田島市公式LINEから オンライン申請してください。 (マイナンバーカードが必 要です。)</b></p> 	<p>選挙管理委員会職員の立会いの もと、不在者投票を行ってください。 投票後、不在者投票を受けた選挙 管理委員会から江田島市選挙管 理委員会に投票用紙等が送付さ れます。</p> <p>原則として、不在者投票は、市区 町村の執務時間内にしか行うこ とができません。詳細は、不在者 投票を行う選挙管理委員会にご 確認ください。</p>